

令和4年4月22日  
世田谷保健所感染症対策課

## 風しんの追加的対策に係る延長対応について

### 1 主旨

国は、平成31年から令和4年3月までの3年間、予防接種法に基づき、かつて風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対し、風しんの追加的対策として、全国の自治体に抗体検査及び予防接種の個別勧奨等を実施する旨の指示をおこなった。

しかしながら、令和4年3月までに「抗体保有率90%への引き上げ」という目標達成が困難なことから、国は、令和7年3月31日まで実施期間の延長を決めたことにより、区は、対象者に個別勧奨を実施する。

### 2 実施の概要

#### (1)対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性区民

#### (2)対象人数

約96,000人

#### (3)実施方法

対象者に通知(クーポン券)を送付し、全国の指定医療機関で抗体検査及び予防接種を受けることができる。

### 3 経費(概算)

68,389千円

【歳出科目】検査委託料、封入封緘委託料等

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和4年 4月1日 区ホームページに掲載

4月下旬 対象者へ通知(クーポン券)送付

5月1日 区のおしらせ(5月1日号)掲載